

# 生徒指導諸規定

## I 諸願と諸届

	願・届	提出先	係
1	集会・施設使用願	各担当	教務部
2	掲示許可願	各担当	教務部
3	学校感染症罹患届	学級担任	教務部
4	異装許可願	学級担任	生徒指導部
5	外出許可願	学級担任	生徒指導部
6	遺失届	学級担任	生徒指導部
7	自転車通学許可願	生徒指導部担当	生徒指導部
8	単車通学許可願	生徒指導部担当	生徒指導部
9	原付免許試験受験許可願	生徒指導部担当	生徒指導部
10	原付免許試験受験報告書	生徒指導部担当	生徒指導部
11	スマートフォン等持込許可願	生徒指導部担当	生徒指導部
12	在学証明書	事務担当	学校事務部
13	学生旅客運賃割引証発行願	事務担当	学校事務部
14	施設・備品破損届	事務担当→担任	学校事務部

## II 生徒心得

### 1-1 校内生活（規則）

- (1) 朝課外時は7:20（中学は7:30）までに、朝課外のない日は8:20までに登校すること。
- (2) 校内への出入りは原則として正面玄関を利用すること（下足室で靴とスリッパを履き替えること）。寮生の渡り廊下を使用しての校内への出入りは、許可された場合に限る。
- (3) 登下校の際の服装は、本校規定の服装であること。休祝祭日も同様であること。
- (4) けが、その他の事由で規定以外のものを着用する場合は、学級担任に「異装許可願」を申し出て、許可を得ること。
- (5) 病気、その他の事情で欠席・遅刻する場合は、寮生は寮職員を通して、通学生は保護者を通して学校へ連絡すること。
- (6) 早退をする場合は、学級担任に届け出ること。
- (7) 登校後、放課後までは無断で校外へ出てはならない。やむを得ず外出する場合は、学級担任に「外出許可願」を申し出て、許可を得ること。
- (8) 寮生は、登校後、放課後までは無断で帰寮してはならない。
- (9) 完全下校時刻（寮生は帰寮時刻、通学生は校門退出時刻）は以下の通りとする。なお、部活動は完全下校時刻の30分前には終わること。また、通学生の部活動による下校時刻の延長は、別途部活動規定に設ける。

	3月～10月	11月～2月
寮生	19:00	19:00
通学生（高校生）	19:00	18:00
通学生（中学生）	18:30	17:30

- (10) 自動販売機の使用は、昼休みとし、マナーを守ること。なお、中学生は登校後、放課後まで自動販売機の使用はできない。

- (11) 校外から持ち込んだ食品、飲料等の飲食は教室で行う。なお、中学生は校外からの食品の持ち込みは原則として禁止とする。また、中学生が持ち込める飲料は原則として水、お茶、スポーツドリンクに限る。
- (12) 通学生のスマートフォン等の校内持ち込みについては「スマートフォン等の校内持ち込み規定」を遵守する。
- (13) 不要品・不要な金銭を持ち込まないこと。
- (14) 学校の内外を問わず、許可無くして金銭徴収などの販売行為をしないこと。
- (15) 学校の施設備品については、丁寧に扱うこと。もし破損した場合は、直ちに職員及び生徒指導部に届け、その指示を受けること。
- (16) 許可なく学校の施設に手を加えたり、備品の移動をしたりしないこと。

## 1-2 校内生活（心得）

- (1) 授業開始1分前には着席し、心を落ち着けて授業の心構えをつくること。
- (2) 職員室・教科準備室などに入室する場合は、入室の決まりを守ること。
- (3) 明るく挨拶を交わし、正しい言葉づかいに心がけること。また、来校者には元気よくあいさつをすること。
- (4) 学校で物品などを紛失又は拾得した場合は、学級担任または週番の職員に届けること。
- (5) 所持品には必ず記名すること。
- (6) 交友関係は、先輩、後輩を問わず互いを尊重し、礼儀正しく明朗に行うこと。

## 2 届け出が必要な活動

- (1) 放課後又は休祝祭日に校内において諸活動をする場合は、事前に所定の願を学級担任を通じて教頭に提出し、許可を得ること。
- (2) 校内に掲示物を掲示する場合は以下の事項を守ること。
  - ア 掲示物の使用及び校内諸掲示は「掲示許可願」により教務及び教頭の許可を得る。
  - イ 板書による掲示には責任者又は役員名及び掲示開始の日付を付記する。
  - ウ ポスター、印刷物には責任者及び掲示終了の日付を記載し、担当職員の許可を得る。
- (3) 学活や部活動などで、刊行する印刷物などを発行する場合は、事前にその原稿を学級担任又は部顧問に提出し、その指導を受け教頭の許可を得てから行うこと。
- (4) 個人又は任意の団体による同人雑誌、及びこれに類する出版物を刊行する場合、あるいは、アンケート、ビラ、署名などを実施する場合は、事前にその原稿を生徒指導部に提出し、その指導を受け教頭の許可を得ること。
- (5) 各種の集会や催し物を行うときは、担当の職員の指導を受け、かつ、その出席の同意を得た上で実施すること。また、事前に学級担任を通じて生徒指導部に所定の願いを提出し、許可を得ること。
  - ① 校内又は寮で開くことを原則とする。ただし、原則として家庭科関係の施設は使用しない。
  - ② 会の終了時刻は、下校時刻までとする。休祝祭日は16時30分までとする。
  - ③ 費用はできるだけ低額にすること。
  - ④ 火気の使用は禁ずる。

## 3 学校外・帰省時の生活

- (1) 友人宅等への外泊をしてはならない。また、夜間外出もしてはならない。
- (2) 外出時間は、21時までとする。
- (3) 単車通学生以外の運転免許の取得は原則として認めない。

- (4) アルバイトは原則として禁止する。
- (5) 校外諸団体の催しや活動に、個人又はグループでの参加を希望する場合は、必ず学級担任に相談し、所定の手続きをとること。
- (6) 自転車に乗る場合は、交通規則を遵守して安全運転に留意すること。
- (7) マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、インターネットカフェ、クラブ、スナック等への出入りはしない。
- (8) 高校生のカラオケボックス及びゲームコーナーの利用は、「高校生入場許可店舗」に限り認める。利用時間は 19 時までとする。中学生は、保護者の同伴がなければ利用を認めない。
- (9) その他、学校職員、保護者の指導に従うこと。

#### 4 いじめについて

いじめとは（いじめ防止対策推進法 第2条）

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」であり、起こった場所は学校の内外を問わない。

- (1) いじめは絶対にしてはならない。
- (2) いじめに当たるか否かの判断は、暴力や強要の有無など、表面的・形式的に行われるのではなく、いじめられた生徒の立場に立って判断される。
- (3) 自分の周りで級友をいじめたり、他人に危害を加えたりする行動を見聞きした場合は、級友へ思いやりのある行動を取ると同時に、学校職員へ相談し、解決を図る一助になるように心掛ける。

#### 5 服装規定

楠隼生の一員として品位ある身だしなみを心がけること。

- (1) 登下校及び校外における学校行事などの際は、制服・制靴を原則とする。
- (2) 本校の制服は次のように定める。

	型	備 考
冬服	本校指定のブレザー	前ボタン3個、袖ボタン2個、胸には胸章、ボタンは指定の校章入り。変形の物は不可。
	本校指定の長ズボン	選択 ノータックで、折り返しなし。変形の物は不可。
	本校指定のスカート	
	本校指定のネクタイ	選択 中高別色指定。
	本校指定のリボン	中高別色指定。
	本校指定長袖カッターシャツ	ブレザー下に着用。裾はズボン又はスカートに入れる。
	本校指定のベスト	着用は任意とする。
中間服	本校指定の長ズボン	選択 ノータックで、折り返しなし。変形の物は不可。
	本校指定のスカート	

	本校指定のネクタイ	選 択	中高別色指定。	
	本校指定のリボン		中高別色指定。	
	本校指定長袖カッターシャツ		裾はズボン又はスカートに入れる。	
	本校指定のベスト		着用は任意とする。	
夏 服	本校指定の夏用長ズボン	選 択	ノータックで、折り返しなし。変形の物は不可。	
	本校指定の夏用スカート		スカート丈は、膝にかかる程度から下腿中央部付近までの長さとする。変形の物は不可。	
	本校指定の半袖カッターシャツ	選 択	中高別色指定。裾はズボン又はスカートに入れる。	
	本校指定の半袖ポロシャツ			
そ の 他	靴	学校内	本校指定の上履き（スリッパ）。	
		学校外	黒のローファー 本校指定の運動靴	
		体育館シューズ	本校指定の体育館シューズとする。	
	靴下		黒・白・紺を基本とする（ワンポイント可）。ただし、儀式の際は黒の靴下とする。 長さはくるぶしが隠れるものとする。 スニーカーソックスは禁止する。	
	下着		夏服半袖のシャツの袖口、襟から出る極端な大きさの下着の着用は禁止。 華美でない無地の肌着。	
	カバン		本校指定のカバン（通学用カバンまたは、活動用バッグ）とする。 補助バックの使用も認めるが、補助バックだけでの登校は認めない。	
	ベルト		黒のビジネスベルトとする。	
	ネクタイピン		華美でない物の着用を許可する。	
	体 育 服	ジャージ		本校指定のジャージとする。
		体育シャツ		本校指定の体育シャツとする。
		ハーフパンツ		本校指定のハーフパンツとする。
キャップ			本校指定のキャップとする。 ※ それぞれ中高別色指定	

(3) 制服の移行期間は設けないので、各々の体調や気候に合わせて服装を調節する。ただし、以下の条件を守ること。

- ① 服装は冬服、中間服、夏服のいずれかとする。
- ② 入学式、卒業式等の式典については、原則として冬服（ブレザー着用）とし、(4)の防寒着の着用は認めない。

(4) 指定ベスト以外の防寒対策については、冬服を着用した上で、次の範囲内で認める。

- ① セーター・ベストは、暗色の無地で上着からはみ出さないもの、手の甲にかからないものとする。
- ② タイツ（25 デニール以上）は、黒で無地のものとする。合わせて靴下を着用する場合は黒とする。
- ③ 上着、マフラー類、手袋は、登下校にふさわしいものを着用する。単車・自転車通学生は、運転操作に支障のないものを着用する（マフラー不可、ネックウォーマーで対応

すること)。なお、校内ではマフラー類・手袋は着用しないこと。上着については、校内での着用も認めるが、原則、儀式及び暖房の効いている室内では着用しないこと。

(5) 頭髪については、以下の条件を守ること。

- ① 目にかからないようにヘアピン等を使い、工夫する。
- ② 髪が肩につく場合はヘアゴム等でくくる。
- ③ ヘアピンやヘアゴムは装飾のない、黒か紺にすること。ヘアバンドやカチューシャ等の装飾は禁止する。

※ パーマ・脱色・染色・そり込み・整髪料など、特に手を加えた髪型にしない。ただし、必要な場合（縮毛矯正や白髪染めなど）は、生徒指導部に申し出て、許可を得ること。

(6) ピアス・ネックレス・ブレスレット・指輪などの装身具の着用は認めない。

(7) メイク、ネイル、カラーコンタクトはしない。日焼け止めの使用は認めるが、メイクと判断されるものの使用は認めない。

## 6 通学規定

(1) 通学生は、保護者等または保護者等が認める成人と同居していること。一人暮らしは認めない。

(2) 通学生は、徒歩または公共交通機関を利用したる通学を原則とするが、下記①、②の条件を満たすものは、許可を受けて自転車通学または単車通学をすることができる。

① 自転車通学

ア 許可の範囲は、通学距離が2 km以上の生徒とする。ただし、高校生は通学距離に関わらず、許可する。

イ ヘルメットを必ず着用する。

ウ 自転車の形状は安全面を考慮して、ロードレーサー、マウンテンバイク、BMXで通学することは禁止する。なお、電動アシスト自転車は許可する。

エ 通学用自転車には、許可ステッカーを所定の位置に貼る。

オ 正門前の坂を下る際は、降車して歩道を通行すること。

② 原付免許の取得・単車通学

ア 許可の範囲は、原則として通学距離が6 km以上、30 km未満の生徒とする。

イ 自宅から最寄りのバス停まで単車を利用する場合も上記アに準じる。

ウ 「原付免許取得・単車通学規定」を遵守する。

(3) 通学許可申請

① 自転車通学を希望する生徒は「自転車通学許可願」を提出すること。その際、加入保険名を知らせること。なお、許可願は年度ごとに更新しなければならない。

② 単車通学を希望する生徒は「単車通学許可願」及び自賠責保険と任意保険の加入を証明できる資料（保険証券のコピー等）を提出すること。なお、許可願は年度ごとに更新しなければならない。

## Ⅲ スマートフォン等の校内持ち込み規定

### 1 校内所持条件

(1) 通学途中の保護者等との連絡手段として、スマートフォン等の持ち込みを希望する生徒は「スマートフォン等持込許可願」を提出する。

(2) 学校敷地内では電源をオフにする。

(3) スマートフォン等の管理は、各自が責任を持つ。スマートフォン等の所持に伴う経費や紛失・盗難等については、保護者が責任を負う。

### 2 違反があった場合の措置

(1) 学級担任・学年主任の指導を受ける。

(2) 同学年で2回以上の違反があった場合は、特別指導となる。

### 3 スマートフォン等の所持心得

- (1) 公共交通機関等、制限のあるところで使用しない。
- (2) 歩きながら、自転車に乗りながらの使用はしない。
- (3) 周囲の迷惑にならないようマナーを意識して使用する。
- (4) 携帯電話会社のフィルタリングサービスに加入し、トラブルの未然防止に努める。

## IV 原付免許取得・単車通学規定

### 1 原付免許所得について

- (1) II-6-(2)-②の条件を満たす者で、単車通学を希望する者は原付免許試験を受験することができる。
- (2) 受験を希望する生徒は、「原付免許試験受験許可願」を受験日の2週間前までに提出すること。
- (3) 受験は長期休業中とする。
- (4) 受験後は「原付免許試験受験報告書」を速やかに提出すること。
- (5) 試験合格の上は「運転免許証のコピー」を提出し、速やかに単車通学の手続きを進めること。

### 2 単車通学規定

- (1) 「単車通学許可願」を提出し、生徒指導部の事前指導後に単車通学を許可する。
- (2) 単車通学初日に校名入りプレートを取り付ける。以後、自己判断で取り外してはならない。
- (3) 通学バイクは原付（総排気量 50cc 以下）または新基準原付（総排気量 125cc 以下でエンジン最高出力 4 kW 以下に制限した二輪車）のスクータータイプに限る。
- (4) ヘルメットは、フルフェイスタイプを着用すること。
- (5) 学校敷地内での乗車は禁止する。なお、正門前の坂は最徐行区間とし、十分注意して通行すること。
- (6) 交通法規を遵守すること。